

令和3年2月15日発行

広報“COCO ケア”

Hand in Hand ～ 手を携えて ～

第2号

(公益社団法人 宮崎市郡医師会 地域包括ケア推進センター)

「地域包括ケア推進センター」開設から7か月！

宮崎市、国富町及び綾町の在宅医療と介護の連携を目的として、6月から活動を開始して7か月が経ちました。新型コロナウイルスの影響で思うような活動ができない中、会議への参加や研修会開催などを通して、少しずつ医療介護関係者の皆様とのつながりができてきたような感じがしています。引き続き、地域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるよう「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んで参りますので、よろしくお願いたします。

★特集「知っとう！医療介護に関わるお仕事」★ 第1回

第1回目は、訪問看護のお仕事を紹介します。取材にご協力くださったのは「訪問看護ステーションなでしこ3号館」の皆さんです。

(内容)

- *訪問看護とは？
- *対象者とサービス内容
- *訪問看護の利用方法と訪問看護のしくみ
- *師長さんへのインタビュー！



【訪問看護とは？】

病気や障がいのある人が、住み慣れた地域や自宅でその人らしい療養生活ができるよう看護師などが訪問し、24時間・365日看護ケアを提供する“自立と療養生活を支援”するサービスです。

※公益社団法人 宮崎県看護協会ホームページから

【対象者は？】

- ・ 病気やけが、精神障がいなどのため、療養生活の支援が必要な方や認知症の方
- ・ 終末期ケアを必要とされる方（ご本人だけでなく、支えているご家族へのサポートも含みます）
- ・ 主治医が訪問看護を必要と認めた全ての方
- ・ 訪問看護サービスは、赤ちゃんからお年寄りまで年齢を問わず利用できます

※介護保険・医療保険が利用できます

【サービス内容】

- 医師の指示による医療処置
- 病状の観察
- 医療機器の管理
- ターミナルケア
- 在宅療養者のお世話
- 介護・床ずれの予防及びその処置
- ご家族への介護支援及び相談
- 認知症や精神疾患のケア
- 在宅でのリハビリテーション看護 など



【訪問看護の利用方法】

利用希望者などからの依頼を受け、主治医に「訪問看護指示書」を記入していただきます。その後、利用希望者と訪問看護事業者が契約を結び、訪問看護契約に基づき訪問看護が開始されます。介護保険を利用する場合は、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成する「居宅サービス計画」に基づき、訪問看護サービスが提供されます。

【訪問看護のしくみ】

訪問看護は、介護保険と医療保険のいずれかが利用できます。

	介護保険を利用する場合	医療保険を利用する場合
負担割合	利用料の1～3割	利用料の1～3割（未就学児は2割、高齢者は所得に応じた負担割合）
対象者	1 65歳以上の方（介護保険第1号被保険者） 2 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者） ※ 16特定疾病の対象者で、要支援又は要介護認定を受けている方	1 40歳未満の方 2 40歳以上65歳未満の16特定疾病の対象者以外の方 3 40歳以上65歳未満の方 ※ 16特定疾病の対象者のうち、要支援又は要介護認定に該当しない方 4 65歳以上で要支援又は要介護認定に該当しない方 5 要支援又は要介護の認定を受けている方で、①厚生労働大臣が定める疾病の方②精神科訪問看護が必要な方（認知症は除く）③病状の悪化などにより特別訪問看護指示期間にある方
利用内容等	1 <u>要支援の認定を受けた方</u> 介護予防ケアプランの「介護予防訪問看護」に基づきサービスを提供 2 <u>要介護認定を受けた方</u> 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき訪問看護サービスを提供	1 1回あたり30分から1時間30分程度で週3回まで 2 厚生労働大臣が定める疾病、特別訪問看護指示期間及び特別管理加算の対象者は、週4回以上、かつ1日3回まで ※ 精神科訪問看護では、30分未満と30分以上の時間区分あり



・・・訪問看護ステーションなでしこ3号館の管理者さんに伺いました・・・

看護師9、作業療法士1の10名で、居宅介護支援事業所も併設しています。主なエリアは、清武・田野・市南部で、青島地域まで行くこともあります。基本的には、片道30分を目安にしています。

・・・大切にしていることがあります・・・

訪問看護の後依頼時は、退院前カンファレンスの開催をお願いしています。それは訪問看護の情報収集の目的だけではなく、患者さんの意向や大切にすることを本人の言葉で語ってもらう場を設定できるか否かで、その後が大きく違って来るからです。「今日から私たちがご支援します」と。。。。

患者さん、多職種スタッフの方々と繋がる大切な瞬間でもあるので、私たちがどんな状況であっても、バトンを受け取る大切な場所だという気持ちで、この形を守っています。

最近、医師会病院に二回ほど伺ったんですよ。とても丁寧な対応でスムーズに良い形で在宅移行ができました。



医師会にとって、すごく嬉しいお話でした。

・・・私（管理者さん）が訪問看護を目指したきっかけは・・・

ここに勤務して20年ですが、その前は、大きな病院に勤めていました。正直、「訪問看護」にはあまり興味がなかったのですが、求職センターの方に「これからは在宅医療、訪問看護が大きな役割を果たす時代が来ますよ」と言われ、半信半疑だったがやってみよう、との思いでした。病院勤務とは違った経験を積むことで、地域の多職種の方々との繋がりが深まり、今思えば、その出会いにも感謝です。

・・・1日の活動状況を簡単にご紹介します・・・

○訪問は・・・午前・午後に分けて、1日4~5件

○カンファレンスは・・・コロナ禍でWebでの対応。午後の開始時など常に情報交換をしています。一人1台のタブレットで、とても重宝しています。MCS（メディカルケアステーション）の活用で指示書もすぐに見れて直帰も可能！働き方改革にもつながりました。

○昼食は・・・今までは、みんなで一緒に食べていましたが、コロナ禍で今はそれぞれの中。。。。ちよっぴり寂しいけど仕方ない

♪嫌なことはないと言ったらウソになりますね（笑）皆で共有して元気を取り戻します♪



★★医療と介護の連携について、管理者さんから一言★★

多職種の方とは「支え合ってる」という気持ちです。看護師は「身体に触れられる」という特権があります。でも、私たちにはできないこともたくさんあって、それは、多職種それぞれの特性がとても大事になってきます。ひとりの患者さんの「ふりかえり」を多職種の方と行うことにより、相互理解が深まるのが大切だと思います。

・・・インタビューを終えて・・・

お話を伺い・・・大らかで穏やかな語り口は、まさに医療と介護の連携、人と人との繋がりを深い意味で捉えた、不動の優しさのようなものを感じました。長時間お邪魔し、貴重なお話をどうもありがとうございました。

【お知らせ】

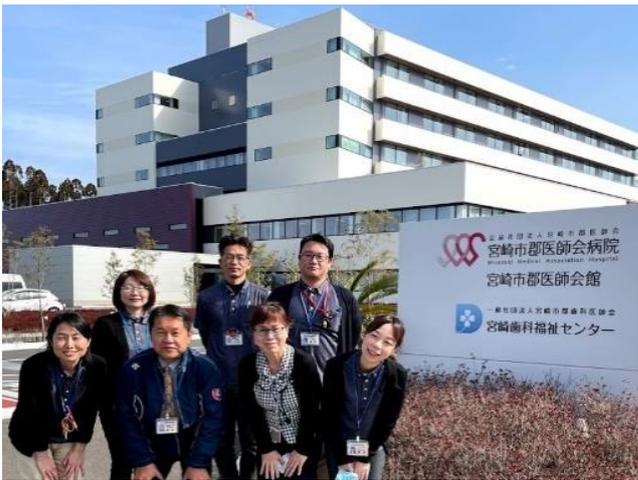
★これからの取り組み～新規事業所を紹介いたします★

今後、医療介護関係者のつながりを広め、また、深めていくため、いろいろな事業所をご紹介します。

新規に開設された事業所さんはもちろんのこと、地域に根ざした事業所さんも、掲載のご希望があれば、事業所PRの場所として是非ご活用ください！！

★当センターの職員が増えました★

育休中の職員が1月25日に復帰し、7名体制となりました。よろしくお願いいたします。



今後の活動予定

- 宮崎医療介護連携 ICT [通称 MICT (みくと)] 研修会の開催 (訪問、Web、DVD 貸出)
- 医療介護連携に関するアンケートの実施
- 各地区の多職種連携会議等への参加
- ★医療介護連携に関する様々な相談をお受けします。お気軽にどうぞ。

開設時間

- 月～金曜日
午前 8 時 30 分～午後 5 時
 - 土曜日
午前 8 時 30 分～正午
- ※日曜・祝日・年末年始は除く

〔発行〕公益社団法人 宮崎市郡医師会
地域包括ケア推進センター (医師会病院棟 1 階)
〒880-2102 宮崎市大字有田 1173 番地
TEL : 0985-77-9106 (直通) FAX : 0985-77-9126 (専用)
E-mail : care-suisin@cure.or.jp